令和８年度教育委員会会議（臨時会）会議録

【日時】　令和８年８月２９日（土）
【開会】　１３時００分
【閉会】　１３時５３分
【場所】　川崎市役所本庁舎　２階ホール

【出席委員】

教育長　落合　隆
教育長職務代理者　芳川　玲子
委　員　森川　多供子
委　員　西井　孝明
委　員　坂口　緑
委　員　川邊　知美

【出席職員】

教育次長　田中　一平
総務部長　北川　友明
学校教育部長　細見　勝典
庶務課長　田中　誠志
庶務課担当課長　森　達也
指導課長　小竹　誠
カリキュラムセンター担当課長　高橋　徹
指導課担当係長　宮嶋　恵太
カリキュラムセンター指導主事　武内　洋平
支援教育課長　須藤　良
特別支援教育センター室長　滝口　久奈
支援教育課担当係長　成田　佳嗣
情報・視聴覚センター担当課長　石橋　純一郎
総合教育センター総務室長　並木　久美子
庶務課担当係長　関橋　正貴
庶務課職員　佐藤　秀行

【署名人】

委　員　森川　多供子
委　員　西井　孝明

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

（１３時００分　開会）

１　開会宣言

【落合教育長】

ただいまから、臨時会を開会いたします。

２　開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、１３時から１４時３０分までといたします。

３　傍聴　（傍聴者　３２名）

【落合教育長】

令和８年７月２１日の定例会で、川崎市教育委員会会議規則及び川崎市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴人の定員を１００人とし、傍聴を希望する方が定員を超えるときは抽せんとすることといたしました。

現時点で、定員に達しておりませんが、傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第１３条の規定により許可することに、異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

異議なしということで決定いたします。

なお、川崎市教育委員会傍聴人規則により、傍聴する際は、議事に対し批評を加え、又は可否の表明や会議の円滑な進行を妨げるような行為は禁止されております。このような行為が見られた場合には、退出していただきますので御了承ください。

４　署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第１５条の規定により、本職から指名いたします。

森川委員と西井委員にお願いいたします。

（令和９年度使用教科用図書の採択までの経過・採択について）

【落合教育長】

それでは、議事に入る前に、教科用図書の採択までの経過等について確認したいと思いますので、事務局から御説明をお願いいたします。それでは、指導課長からお願いいたします。

【小竹指導課長】

指導課長でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日、議案第１６号から議案第２３号までの来年度に使用する教科用図書の採択について御審議をお願いするものでございますが、初めに、これまでの教科用図書採択に係る経過等について御説明させていただきます。

ファイルナンバー０１－１、議案第１６号から第２３号資料のファイルをお開きいただき、１ページを御覧ください。

こちらは、令和９年度川崎市使用教科用図書採択方針でございまして、本年４月２１日の教育委員会会議にて承認をいただいたものでございます。

４ページを御覧ください。

３の（１）教科用図書選定審議会にお示ししておりますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問したところでございます。

５ページを御覧ください。

４、教科用図書の採択手順でございますが、（１）の小学校用教科用図書の採択及び（２）中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択については、現在使用している教科用図書と同一のものを採択することとし、また（３）高等学校用教科用図書の採択、６ページを御覧いただきまして、（４）特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の採択については、お示しの内容のとおりでございます。

８ページを御覧ください。

採択スケジュールでございます。

本年４月２１日の教育委員会会議での採択方針の承認、採択に係る諮問を受け、５月１１日に第１回教科用図書選定審議会及び調査研究会が開催され、調査研究を開始したところでございます。

その後、６月から７月にかけて、広く市民の方々に教科用図書を御覧いただくため、総合教育センターなど市内８会場におきまして、教科用図書展示会を開催したところでございます。

７月２１日に、第２回教科用図書選定審議会が開催され、調査研究会の報告を踏まえ、教科用図書の調査審議が行われ、その結果を踏まえ、同日答申をいただいたところでございまして、本日、採択の御審議をお願いするものでございます。

９ページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました、教科用図書展示会の来場者数及び各会場での意見の件数をまとめております。

１０ページを御覧ください。

教科用図書選定審議会での意見を、一覧にまとめたものでございます。

この審議会では、高等学校、特別支援学校・特別支援学級の教科用図書の調査審議に関し、学識者分科会、校長分科会、保護者分科会に分かれて実施したものでございます。

各分科会での主な御意見でございますが、学識者分科会では、高等学校では黒丸の一つ目でございますが、かわさき教育プランの目指す姿にもあるような子どもたちが自分たちで考え、学びやすい教科書かどうかが調査の中で反映されているとよいといった意見がございました。

また、特別支援学校等は黒丸の一つ目でございますが、いろいろな特性を持った子どもたちに合わせて、日々接している先生方が適切な教科用図書を選定していることが伝わってきたといった意見がございました。

校長分科会では、高等学校は黒丸の四つ目でございますが、専門学科については、入学してくる子どもたちのニーズに合わせて検討されているといった御意見、特別支援学校等では、黒丸の二つ目にございます文字が多いページもあるが、状況に応じた使いようを考えることが大切であるという意見がございました。

保護者分科会では、高等学校では黒丸の二つ目でございますが、先生が使いやすいもので選ぶのがよい。先生にとっての視点がその先の生徒に影響するといった意見、特別支援学校等は、黒丸の二つ目にある特別支援教育は一人ひとりで教材を選んでいる。個別最適化されている。一人ひとりの課題は先生が把握しているので、先生が親身になって選んだものはふさわしいといった意見がございました。

１１ページを御覧ください。

こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順でございまして、左下の四角囲みにあります校内調査研究会では、教科ごとに全ての教員で構成され、この教員が教科用図書の採択の観点の作成選定や、候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究の作業に関わりながら、進めたものであり、作成した教科用図書の採択の観点と採択候補一覧について、川崎市教科用図書選定審議会で審議いただいた全ての教科用図書に関する審議結果を基に、本日御審議をいただくものでございます。

１２ページは特別支援学校等における教科用図書の採択手順をお示ししております。

経過等についての説明は、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。ただいまの説明より、教科用図書採択方針に基づいた採択の手順について確認をいたしましたが、採択手順について何か御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。それでは、小学校教科用図書、中学校教科用図書、川崎高等学校附属中学校教科用図書、高等学校教科用図書、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の順に、採択を行うことといたします。

本日は、先ほどの説明や審議会答申書、調査研究報告書等を踏まえ、教育委員会独自の視点で審議し、教育委員会がその責任と権限の下、教科用図書を採択してまいります。

委員の皆さんも御存じかと思いますけれども、時代の変化とともに、学校での学びの様子も大分変わってきております。１人１台のＧＩＧＡ端末が入り、この端末を有効活用することによって学びが充実していく、そんな授業づくりも大切にしてほしいと思っております。

また、知識を与えることのみではなくて、子どもが好奇心を抱き、子どもの気付きを大切にするですとか、子どもの考えを引き出していく、そして考えを出し合いながら深めていく、そんな授業づくりも大切にしていただきたいところでございます。

採択に当たりましては、学習指導要領やかわさき教育プランを踏まえ、これからの授業の在り方ですとか、そして何よりも各学校には学校教育目標があって、目の前の子どもたちの実態を十分に把握した上で指導している現場の先生方の視点というのも大切にしていきたいところでござ

います。
　そして、各委員の方が特に重視したい独自の視点なども適宜示していただきながら、御意見を伺っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

５　議事事項

議案第１６号　令和９年度使用小学校教科用図書の採択について

【落合教育長】
　それでは議事に入ります。
　議案第１６号、令和９年度使用小学校教科用図書の採択についての説明を、指導課長からお願いいたします。

【小竹指導課長】
　引き続きよろしくお願いいたします。
　それでは、議案第１６号につきまして御説明申し上げますので、ファイルナンバー０１－２、議案第１６号のファイルの２ページを御覧ください。
　１、令和９年度小学校で使用する教科用図書の採択についてでございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、現在使用している教科用図書と同一のもので採択を行うことについて、令和９年度の採択方針において定めているところでございます。
　よって、２の令和９年度小学校使用教科用図書の一覧でお示ししているもので、採択の御審議をお願い申し上げます。説明は以上でございます。

【落合教育長】
　御説明ありがとうございます。ただいまの説明では、令和９年度使用小学校教科用図書は、関係法令に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することとなるとのことでした。
　何か、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
　それでは、議案第１６号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
　＜全員挙手＞

【落合教育長】
　はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第１７号　令和９年度使用中学校教科用図書の採択について

【落合教育長】
次に、議案第１７号、令和９年度使用中学校教科用図書の採択についての説明を、指導課長からお願いいたします。

【小竹指導課長】
引き続きよろしくお願いいたします。
それでは議案第１７号について御説明申し上げます。ファイルナンバー０２、議案第１７号のファイルをお開きください。
１、令和９年度中学校で使用する教科用図書の採択についてでございますが、先ほど御審議いただきました小学校と同様に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、現在使用している教科用図書と同一のもので採択を行うことについて、令和９年度の採択方針において定めているところでございます。
よって、２の令和９年度中学校使用教科用図書の一覧表で示しているもので、採択の御審議をお願い申し上げます。説明は以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございます。
ただいまの説明では、令和９年度使用中学校教科用図書は関係法令に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することになるとのことでした。
何か、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第１７号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
ありがとうございます。全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第１８号　令和９年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について

【落合教育長】
次に、議案第１８号、令和９年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択についての説明を、指導課長からお願いいたします。

【小竹指導課長】
引き続きよろしくお願いいたします。
それでは、議案第１８号について御説明申し上げますので、ファイルナンバー０３、議案第１

８号のファイルを御覧ください。
１、令和９年度川崎高等学校附属中学校で使用する教科用図書の採択についてでございますが、先ほど御審議いただきました小中学校と同様に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、２ページのとおり、現在使用している教科用図書と同一のもので、採択を行うことについて、令和９年度の採択方針において定めているところでございます。
なお、川崎高等学校附属中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、採択地区とは別に学校ごと、種目ごとに採択を行うものと規定されており、議案第１７号とは別に採択をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いします。以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。ただいまの説明は、川崎高等学校附属中学校における令和８年度使用教科用図書は、関連法令に基づき、採択地区とは別に学校ごと、種目ごとに教科用図書を採択することができるとのことでした。
何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第１８号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第１９号　令和９年度使用高等学校教科用図書の採択について

【落合教育長】
次に、議案第１９号、令和９年度使用高等学校教科用図書の採択についての説明を、指導課長からお願いいたします。

【小竹指導課長】
引き続きよろしくお願いいたします。
それでは、議案第１９号について御説明申し上げますので、ファイルナンバー０４、議案第１９号のファイルをお開きください。
市立高等学校で使用する教科用図書の採択につきましては、小・中学校とは異なり、学校が教科用図書目録に登載されたものの中から、毎年度、使用する教科用図書を選定しており、３ページから各学校がまとめた教科用図書採択の観点をお示ししており、学校ごとにまとめております。
全日制につきましては、川崎高等学校が４ページから７ページまで。

幸高等学校が８ページから１０ページまで。
川崎総合科学高等学校が１１ページから１５ページまで。
橘高等学校が１６ページから１８ページまで。
高津高等学校が１９ページから２３ページまででございます。
定時制につきましては、
川崎高等学校が２４ページから２６ページまで。
川崎総合科学高等学校が２７ページから２９ページまで。
橘高等学校が３０ページから３３ページまで。
高津高等学校が３４ページから３６ページまでとなっております。
次に、３８ページからは、学校ごとの令和９年度使用教科用図書調査結果報告書でございます。こちらは、校内調査研究会におきまして、選定候補として調査研究した調査結果報告書、及び各学校で教科ごとに選任された教員で構成される調査研究会で作成した調査研究報告書を基に、校長を委員長とした校内採択候補検討委員会において、作成されたもので、複数の教科用図書の中から、採択候補の教科用図書に丸印をつけたものになっております。
３９ページから１９７ページまでの資料が、市立高等学校に関するものでございます。
いずれの資料も、教科用図書選定審議会において調査審議され、答申をいただいたものでございますので、本日、教育委員会において、高等学校で使用する教科用図書の採択について、御審議のほどお願いいたします。説明は以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。高等学校の教科用図書につきましては、毎年度、学校は教科書目録に登録されたものの中から採択を希望する教科用図書を選定するとのことでした。
先ほど、採択までの経過の説明の中でも教科用図書選定審議会での意見ですね、学識者分科会、校長分科会、保護者分科会の主な意見も御説明いただいておりますので、そういうことも踏まえながら、何か御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。
西井委員、お願いします。

【西井委員】
はい、ありがとうございます。
適切なプロセスを踏んで、各校で生徒の状況を踏まえて、今年も見直しをされているというふうに承りました。
その中で、分かりやすい事例として、いただいた資料の３９ページから川崎市立川崎高等学校全日制課程の教科書の選定について、質問をさせていただきます。これは、あくまでも全体を見回してというか、変更があった教科書についての一つの事例として、どのような御評価をされたのかということを伺うものであります。
川崎市立川崎高校全日制課程においては、全教科書が５９ありまして、そのうち六つの教科書について変更を希望されているということです。
内訳は、論理国語の２年生のもの、それから地理総合、これは生活科学科・福祉科の２年生のもの、そして歴史総合、生活科学科・福祉科の３年生、そして日本史探究の２年生普通科、世界史探究の２年生普通科、そして公共、生活科学科・福祉科の１年生、ここについて変更を希望さ

れております。
　もちろん、昨年と同じ教科書の中でも中身が改訂されている教科書もございましたので、これについては修正がされているという認識でおりましたけれども、今ほど申し上げた六つの教科書については、出版社そのものが変更されているということでございましたので、この文書の中にも、どういう観点でこれを選んだかということは書かれているんですけれども、もう少しその辺りの背景等について詳しく説明を聞かせていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】
　よろしくお願いします。

【武内カリキュラムセンター指導主事】
　それでは説明させていただきます。
　各校の教科の先生方で構成される教科会において、教科書会社の編制方針の確認であったり、各教科書の特徴、生徒の実態や指導上の課題や工夫について協議を行っております。
　川崎高校の全日制においては、次のように報告を受けております。
　論理国語におきましては、各出版社の特徴を踏まえつつ、本文の難易度や資料の充実度、授業での活用のしやすさについて協議をしました。その結果、生徒の学習を支援する資料の豊富さ、取り扱うテーマの多さ及び読む技術の習得という観点から、優れている改訂版教科書を採択候補としています。
　地理総合ですけれども、これまで学科間で普通科と、あと生活科学科、福祉科とありますけれども、教科書の構成の違いにより、教材研究や授業の準備の進め方に課題がありました。しかし、内容的に学科の違いによる学習上の支障はないと教科会で判断をして、三つの全学科で同一の教科書を採択候補とすることにしました。
　歴史総合です。専門学科では、改訂後の教科書を実際に使用する中で、内容が高度化した側面もあったということで、記載内容の文章量等を精査して、より生徒の実態に即した教科書を候補とすることに変更しています。
　次、日本史探究ですけれども、使用予定の副教材との関連性が分かりやすく、生徒の自学自習にも適しているものを候補としました。
　次、世界史探究です。記載内容の論理関係がつかみやすく、理解しやすいことに加え、各国の歴史や時間軸を把握しやすく、探究的な学習を一層充実させることができるものを候補としました。
　公共です。公共は、内容面の吟味に加え、三つの学科で同一の教科書会社を選択することで、年間の指導計画の整合性を図りやすくすることから、採択候補としています。
　以上のように、各学校においては例年生徒の実情や指導に適した教科書の選定を行って、授業での活用等を通じた改善を重ねています。そして、学びの充実を図っているところでございます。以上です。

【落合教育長】
　御説明ありがとうございます。よろしいですか。

他の点でいかがでしょうか。
森川委員。

【森川委員】
御説明ありがとうございました。
私は、高等学校の定時制課程の教科書のほうについてなんですけれども、各教科書とも振り仮名がついていたり、内容をサポートするイラストがあったり、昨今不登校の子どもたちの受け皿として、全日制よりはとても少ないですが子どもたちの行き場として、定時制はとても大事だと思っております。
中学で３年間学びを積んでいなかった子たちが入ることを前提とした、この教科書の選び方に、先生方が子どもたちにすごく寄り添っていることを感じられました。
ちょっと質問なんですけれども、探究活動が始まっていくと思います。あの螺旋系で小から中・高って。小で積んでなくて、中でも積んでない子が高になったときに、学校に来られる場合もあるかと思います。それは様々な事情、自分の住んでいるところからちょっと離れたから通えるという子もいますし、これから頑張っていこうという子もいると思いますし、その場合の探究の積み重ね方など、こういった教科書を使ってどのように考えていかれるのかなと、ちょっと今、学校に来られていない子たちのことを思って、ちょっと調べていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【武内カリキュラムセンター指導主事】
はい、よろしくお願いします。
義務教育段階での学びが抜けている生徒さんが、定時制に入ってくることもあろうかと思います。教科書の内容は当然、高等学校で扱っていくわけなんですけれども、学び直しの側面も多分に取り入れて授業を展開していきます。探究的な学びを行う上で必要となる、基盤となる知識、技能があると思うんですけれども、そこが抜けているとなかなか展開するのが難しいと思うので、その辺の復習を丁寧に行った上で、高校の教科書を用いながら探究的な学びに結びつけているというところが現状だと思います。なので、丁寧な学び直しが定時制の学校で行われています。

【森川委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
学び直しという部分も大切ですのでね。ありがとうございます。
ほかの点はいかがでしょうか。特に高校についてはよろしいでしょうか。
ありがとうございます。本当に先行き不透明なこれからの時代をしっかりと生きていく子どもたちをしっかり育ててほしいということで各学校、子どもの実態に合わせて丁寧に授業するために教科書を選んでいければと思いますので、この教科書を活用しながら高校教育の充実に努めていただければなというふうに思っております。
指導課長。

【小竹指導課長】
すみません、１点だけ訂正をさせていただきます。説明のところで、調査報告書のページ数を私３９ページから１９７ページとお伝えしておりましたが、正確には３８ページから１９７ページとなります。訂正させていただきます。失礼いたしました。

【落合教育長】
では、訂正のほう、よろしくどうぞお願いいたします。
それでは議案第１９号につきまして、改めまして採択候補のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
ありがとうございます。全員挙手です。よって、本件はそのように可決されました。ありがとうございます。

議案第２０号　令和９年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第３４条第１項検定済教科用図書）
議案第２１号　令和９年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第３４条第１項文部科学省著作教科用図書）
議案第２２号　令和９年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第９条教科用図書）
議案第２３号　令和９年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第９条教科用図書）

【落合教育長】
次に、議案第２０号、令和９年度使用特別支援学校教科用図書の採択について、学校教育法第３４条第１項、検定済教科用図書から、議案第２３号、令和９年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について、学校教育法附則第９条教科用図書までについてですが、これら議案４件につきましては、いずれも特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【落合教育長】
異議なしとして、一括して審議をいたします。
では、議案第２０号から議案第２３号までの議案４件についての説明を、支援教育課長からお

願いいたします。

【須藤支援教育課長】
よろしくお願いいたします。
それでは、議案第２０号から２３号までについて、御説明させていただきます。ファイルナンバー０５－１、議案第２０号から第２３号資料のファイルを御覧ください。
初めに、１、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律の規定についてですが、学校教育法第３４条第１項におきまして、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められております。
また、同法附則第９条第１項におきまして、特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法第３４条第１項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる旨定められております。
次に、２、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類についてですが、特別支援学校及び特別支援学級で使用できる教科用図書は、（１）から（３）までの３種類となります。
（１）は、学校教育法第３４条第１項に基づく検定済教科用図書でございます。
（２）は、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、障害の種別に応じて文部科学省が作成した著作教科用図書でございます。
２ページ目にまいりまして、（３）は学校教育法附則第９条の規定に基づく教科用図書で、市販されております絵本などの一般図書や、当該学年よりも下の学年の検定済教科用図書及び文部科学省が作成した著作教科用図書、視覚障害のある児童生徒のための検定済教科用図書を原典とする拡大教科用図書及び点字教科用図書でございます。
３、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧を御覧ください。こちらは、議案ごとに、該当する学校、学部をお示ししたものでございます。
それでは、各議案の御説明をさせていただきます。
ファイルナンバー０５－２、議案第２０号のファイルを御覧ください。
２ページが特別支援学校小学部の、３ページが特別支援学校中学部の検定済教科用図書の採択希望一覧でございます。特別支援学校の小中学部につきましては、検定済教科用図書を使用する場合、本市の市立小中学校と同一の検定済教科用図書を使用しますので、議案第１６号、第１７号において採択された教科用図書と同一のものを採択していただくものでございます。
次に４ページから９ページを御覧ください。特別支援学校高等部の検定済教科用図書の採択希望一覧でございます。特別支援学校高等部につきましては、文部科学省発行の令和９年度使用高等学校用教科用図書目録から、学校における調査研究に基づき、使用する教科用図書を選定しております。
次に、ファイルナンバー０５－３、議案第２１号のファイルを御覧ください。
２ページ目から６ページ目までの表が文部科学省著作教科用図書の採択希望一覧でございます。こちらは、文部科学省発行の令和９年度使用特別支援学校用小・中学部教科用図書目録に登載されております教科用図書を障害種別、小・中学部別に一覧にしたものでございます。
２ページ目を御覧ください。こちらの二つの表は、いずれも聴覚障害者用の教科用図書採択希望一覧でございます。

３ページ及び４ページを御覧ください。

３ページの表が特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の、４ページの表が特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の、いずれも知的障害者用の教科用図書採択希望一覧でございます。

５ページ及び６ページを御覧ください。

５ページの表が特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の、６ページの表が特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の、いずれも視覚障害者用の教科用図書採択希望一覧でございます。

次にファイルナンバー０５－４、議案第２２号のファイルを御覧ください。

２ページから３８ページまでの表が特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級の学校教育法附則第９条教科用図書の採択希望一覧でございます。表の構成でございますが、一番上の欄を御覧ください。左からナンバー、種目、発行者名（コード）、図書コード、一般図書名、希望理由となっております。なお、学校教育法附則第９条教科用図書は、児童生徒の発達段階や障害の状況、状態等を踏まえて、指導上必要な教科用図書を採択する必要があるため、各学校の校内調査研究会で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を選定しております。

最後に、ファイルナンバー０５－５、議案第２３号のファイルを御覧ください。

２ページの表が特別支援学校高等部の学校教育法附則第９条教科用図書の採択希望一覧でございます。表の構成は議案第２２号と同様でございます。知的障害のある生徒を対象として、各学校において調査研究を行い、生徒の障害状況に合わせて選定しております。

説明につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

ただいま、議案第２０号から第２３号まで一括して御説明をいただきましたが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

西井委員お願いします。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。

まず、特別支援学校検定済教科用図書高等部について、御質問をさせていただきます。先ほども御説明ありましたように、小学部と中学部は、それぞれ令和８年度に採択をされ、現在使用されている教科書と同一ということでございますので、高等部についての質問なんですけれども、高等部は全部で４７の教科書を今回、採択希望という形で挙げていただいていまして、このうち４１については改訂版を含んでいますけれども、同じ出版元から選ばれたということになっています。残りの六つの教科書ですけど、これはいずれも数学の分野について大きな変更、出版元を変えて採択したりと、こういうことになっておりますので、ぜひこの辺の背景とか、それから変更の理由等について、もう少し補足をしていただけるとありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】
お願いします。

【須藤支援教育課長】
御質問ありがとうございます。
特別支援学校高等部の検定済教科用図書ということで、主に一番使用されることが想定されるのは、ろう学校になろうかと思います。知的障害のない生徒もおりますし、ライフクリエイト科の生徒などは知的障害があるお子さんもいらっしゃるという学校になっております。
その中で、やはりその年その年の次年度使用する生徒の状況に合わせて、学校のほうで状態を踏まえて、特に今回、副教材との関連性ですとか、図表などの見やすさなども考慮して、これまで使っていた図書と比較検討などを入念に行った結果、実教出版株式会社への変更をしたというふうに伺っているところでございます。

【西井委員】
分かりました、ありがとうございます。

【落合教育長】
よろしいでしょうか。
そのほかは、いかがでしょうか。
森川委員、お願いします。

【森川委員】
ありがとうございます。私は支援学校小学部、小学校特別支援学級の教科書についての質問をさせてください。いわゆる星本と言われている教科書についてです。
昨今、支援級の児童が大変増加していると思います。大体、１人の教員が特性の違う児童を、７人くらい受け持っていたりするケースが多いと思います。
小学校の通常のクラスと違って、全員で同じページを進めるという授業はなかなかできないと思います。それで、星本なんですけれども、様々な工夫をされている星本ですが、全ての子どもが使えるとは限りません。
最近、児童の増加に伴って、支援級の担当経験のない教員の方々が受け持つケースも非常に増えていると思います。星本と出会ったときに、余白の多い星本だからこそ、教員の方の技量が問われるといいますか、スキルが問われるシーンもかなりあると思います。そういったときに、どのように教員自身が学びを積み重ねようかと、そこで悩んでしまったりするシーンがあると思うんですけれども、そういった教員の方のお考えやお気持ちなどは届いているのか、またどのような研修ですとかアドバイスですとかを行っているのかを、教えていただけたらと思います。

【落合教育長】
よろしいですか。お願いします。

【滝口特別支援教育センター室長】
質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、本当に様々な実態のお子さんを１人の教員が受け持つという実態であったりですとか、それから、なかなか経験がない教員がこの目の前にいる子どもたちをどう指導していったらいいかというふうに悩むというところが、多分にあろうかと思います。
私たちのほうでは、研修としては、特別支援学級を初めて持った教員、それから２年目の教員に向けては、丁寧な研修のほうを行っております。それから、障害種別に応じた研修というところも、動画資料という形にはなるんですけれども、そういったものをいつでも見られるような状況で提供させていただいておりますので､先生方がこれをどうしたらいいかなといったところは、そういうふうな研修でいつでも戻れるような形を工夫してやっております。
それから、なかなかセンターのほうでこの教科書をどういうふうに使ったらいいかというふうな研修は、ちょっと行ってはいないんですけれども、特別支援学級のハンドブックというものがありますので､どういうふうな教材を工夫してどんなふうな指導をしたらいいかというところも、そこには記載をさせていただいておりますので、そういったところを参考にしてもらえればなというふうには思っています。
それから、あとはセンターではないんですけれども、研究会というものも充実しておりますので、その中でどういうふうな教材を使ったり、どんなふうな指導をしていったらいいかというところも、何か発信をさせていただいているかなというふうには思っております。

【落合教育長】
はい。森川委員どうぞ。

【森川委員】
ありがとうございます。特別支援学級を経験すると、一回り大きくなって現場に戻ってくるというか、通常級のほうに戻っていく先生方をたくさん見ていますので、ぜひ児童生徒ももちろんですけど、若手の力をつけていっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】
よろしくお願いします。ほかは、いかがでしょうか。

【芳川教育長職務代理者】
いいですか。

【落合教育長】
芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】
教科書についてということではないんですけれども、昨年度、学校に行きまして特別支援学級の探究についての授業に参加させていただきまして、非常に感銘を受けまして、つまり教科書をベースにしながら、そこにはちょうど関係者の方を入れて、じゃあ、近くの公園の中でどうやっ

たら生き物たちを見つけ出せるのかという、とてもすばらしい授業を見させていただいたんですね。そういう意味では、多様な子どもたち、そして多様な発達が、様々な子たちがいる中で、多分教科書をベースにしつつ、子どもたちの好奇心を引き出しながら、なおかつ地域との連携も含めた､非常にすばらしい授業が行われたと思いますので､そこを今の研修の話もありましたので、引き続きこういうふうにとっても幅があって、しかも濃い授業をぜひこれからもしていただけたらなと思います。以上です。

【落合教育長】
引き続き、充実した指導をよろしくお願いします。
坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】
ありがとうございます。９条本について、一つ質問させてください。こちら、先日、総合教育センターに並んでいる見本も一部見せていただきました。またこちらのリストからも、幾つか音声が出るような絵本だったり、クイズが入ってキャラクターが答えてくれるようなものというのも選定されているというのを確認しました。これらの９条本を教室で実際に活用できる環境にあるかどうかということを教えていただきたいです。つまり、必要とする子どもがこれらの音が出たり、割と歌が流れたりするようなものを、授業の中で活用できるのかどうかという点です。

【落合教育長】
はい、特別支援教育センター室長お願いします。

【滝口特別支援教育センター室長】
ありがとうございます。本当に、たくさんの子どもたちが在籍している学校も多くありますので、この音声がほかのお子さんの刺激になってしまうことなどもあろうかと思うんですね。学校によっては、きちんとブース化したような環境も設定しておりますので、そういったところでは割とお隣の音も聞こえづらかったり、見えづらかったりというふうに工夫をした状況の中では、そういった音声教材はとても有効に使われるかなというふうに思っています。ただ、なかなかみんながいる中で、刺激に弱いお子さんがいる状況では、やはり使いづらいというところはあるかと思いますので、そういった個別の場面を確保しつつ、それを有効に使っていけるように、指導の工夫はされているというふうには思っております。

【坂口委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
よろしいですか。そのほかの点はいかがでしょうか。

【西井委員】
はい。

【落合教育長】
西井委員、お願いします。

【西井委員】
ありがとうございます。坂口委員から９条本の質問がありましたので、関連して質問というか、意見のようになります。今年、小中学部のこの９条本についてちょっと拝見をいたしまして、９条本は非常に採択数が多くございますので、全部を見ることがちょっと難しかったんですけれども、事例として国語の分野について感想を述べさせていただきます。
令和９年度の国語の採択希望数が全部で１７３ありまして、令和８年度の使用本から継続採択を希望されているのが７７、新しく採用したいという教科書が９６冊に及んでおります。やはり、この内容を拝見しますと、継続採用を希望されている本というのは、長年児童書として読まれているような絵本ですとか、それから支援教育に必要なじっくりと取り組めるドリルのようなものが非常に多いなというふうに感じます。
新規採用が非常に多いというのは、やはり繰り返し使えるドリルを使う、例えば使用される対象となる学年の幅を広げるような採択希望が増えてきたり、そういったものが多いなというように感じましたし、それからやはり、そういうことの中で個別に児童生徒さんの状態を見ながら、先生たちが非常に幅を広げるために、いいものについては継続的にそれを使ってあげようと、そうでないものについては新しいものにチャレンジしようという工夫が、選び方の中にも表れているのかなというふうに思いまして、大変感動いたしました。
今年は、ちょっと参加できませんでしたけれども、この９条本を含めた支援学校、支援学級の本を選ぶに当たっては、業者さんが用意されている展示会のようなところに、学校を終了されてから先生方が多数お集まりになって、その本を目の前にしながら同じような対象で考えていらっしゃる先生方が集まられて、活発な議論が行われ、いろんな意見を交わしながら採択の希望を絞り込まれているというシーンに立ち会うことができまして、そういったことが今年のいろんな採択の提案の中にも表れているような気がいたしまして、大変先生方の努力には敬意を表したいなと、このように思います。
以上です。ありがとうございました。

【落合教育長】
ありがとうございます。ほかの点は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
今、各学校現場は本当に支えを必要とするお子さんが増加傾向にある中、学校現場の先生方もそれぞれのお子さんの状況に合わせた教科書を、本当にしっかり選んでいただいてきているのかなというところを感じているところでございますので、その子一人ひとりの状況に応じた指導をして、力や可能性を伸ばしていただけるような学校教育の場にしていきたいなというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、採決に入りたいと思います。
採決につきましては、議案ごとに行いたいと思います。
まず、議案第２０号につきましては原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２１号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２２号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２３号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。
それで、委員の皆さん申し訳ないのですが、すでに採決していただいているのですが、先ほど川崎高等学校附属中学校のところで、正しくは令和９年度使用教科用図書なのですが、もしかしたら令和８年度と言ってしまったのかなと少し不安になってしまいました。令和９年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について全員挙手していただいていたと思いますので、確認の意味で言わせていただきました。
本日は、ありがとうございました。

６　閉会宣言

【落合教育長】
以上をもちまして、本日の臨時会は終了といたします。どうもありがとうございました。

（１３時５３分　閉会）